生活文化史 Seikatsu Bunkashi

＜史料館だより＞

目　次

◇左縄と右縄 …… 杉浦　昭典　2
◇近世中後期の水害と幕府の政策 …… 大国　正美　3
◇一時行方不明になっていた道標 …… 望月　浩　9
◇新聞に見る史料館 …… 14
◇民俗調査に参加して …… 土居　佳代　15
◇聞き書き調査に参加して …… 舟橋左斗子　15
◇館員への質問 …… 16

1993.3.1
NO.18

要玄寺鬼子母神道標（本誌９Ｐ参照）▶

神戸深江生活文化史料館

左縄と右縄

史料館館長　杉浦昭典

わら縄をなうときには、根元を揃えた十本ばかりのわらを左手のひらにのせて左右二つに振り分け、根元から一本のわらを少し引き出して揃えたわらの根元を一巻きにしてからその真ん中へはさみ込み、わらの根元を足の親指などで固定し、振り分けたわらを左右の手で持ち、左手のひらの上で右手のひらを使って右手のわらによりをかけ、次いで左手のわらと持ち換えることによって順次右にない合わせていくのが最初の手順であり、こうしてなった縄のことを右縄と呼んだのである。

右縄のより目は縄を横に置いてみた場合には右上がりになっているが、縦にして見ると左上がりになっている。左縄はその反対であり、横置きの場合は左上がり、縦置きの場合は右上がりとなる。また右縄を構成する二本の子縄はどちらも左縄と同じより目になっている。力士の横綱がまとうしめ縄は左縄であるが、これは右縄三本を子縄としてより合わせたものである。すなわち、右縄を子縄としてなう場合には左縄に、左縄を子縄とする場合には右縄にというように子縄とより目を逆にすることによってよりの戻り難い丈夫な縄に仕上げることができるということなのである。

横綱だけでなく、神社のしめ縄や拝殿の鈴緒も左縄である。このことから左縄には呪術的な意味があると考えられたりすることもあり、そういう目的のためにはわざわざわら縄を左縄になうこともあった。普通の左縄は右縄三本をよって作るが、そのためには木製の歯車を使った特殊な装置が必要であった。子縄三本をより合わせるところから三つより（ミツククリまたはミツオクリ）縄といわれ、かつて船舶用として良く知られたマニラロープも同様な三つよりロープである。

英米ではこのような三つよりロープのことをライトハンド・レイ・ロープ（右手回しによったロープすなわち右より索）と呼び、日本の左縄とは左右が反対の表現になっている。右縄はレフトハンド・レイ・ロープである。この違いは日本と英米だけでなく、東洋と西洋の違いでもあることから、より方の呼称の違いによる混乱を避けるため、工業生産によるロープについては、左縄（ライトハンド・レイ・ロープ）をZヨリ、右縄（レフトハンド・レイ・ロープ）をSヨリと呼ぶ国際的な表現が使われる。ロープを縦にして見た場合、より目の傾斜がアルファベットのZまたはSのどちらに近いかということによる区別なのである。

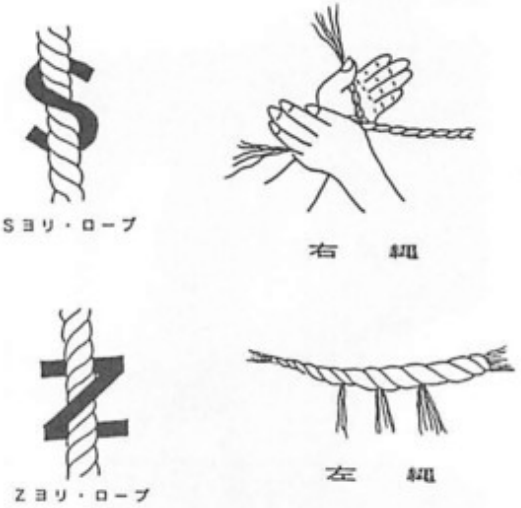

近世中後期の水害と幕府の政策

史料館副館長　大国正美

はじめに

『本庄村史資料編三巻　近世水利関係史料』（一九九一年）で、私は「文化四年（一八〇七）卯六月　菟原郡深江村御普請帳」という史料を紹介した。この史料は、明和六年（一七六九）まで深江村の領主だった尼崎藩と、それ以降の領主である幕府が、治水工事や道橋工事にどんな経費負担を行ってきたかという、記録である。

そもそも「御普請」というのは、領主の行う普請という意味であって、最終的には、支配されている農民に負担が回って来るにしても、使役された農民には一日当たりの日当として扶持米が支給され、材料の竹木縄なども一部領主から出される。すべて農民の負担だった百姓手限普請（百姓自普請）とは決定的に違っていた。それだけに公共性の高い施設に限定され、また普請規模も百姓手限普請に比べ、格段に大きかった。[1] この「御普請帳」は、その「御普請」を、元文元年（一七三六）から文化四年まで、実に七十二年間に渡って書き、普請のない年は「御普請御座なく」と明記した史料で、尼崎藩や幕府の治水政策や災害の状況などが浮き彫りにできる。

ただ、この史料には一つの難点があった。つまり昭和十七年ごろ、当時「本庄村史」の編纂を依頼された松田直一氏の筆写史料しかなく、原本が存在しないという点であった。原本の体裁が分からないというのは、多角的な分析を行うに当たって大きなマイナスである。また史料の存在そのものを疑う要素にもなる。

もっとも、これまでの調査経験から、松田氏の筆写は比較的丁寧で、誤写が少ないという経験則が得られていたし、これだけ長期に渡る記録は乏しいので、とりあえず史料として紹介したが、原本がないということが、ずっと引っ掛かりになっていた。

ところが、ひょんなことから、武庫郡伊孑志村（現・宝塚市）の史料に全く同じ形態の史料があることが最近判明した。[2] ここでは、この史料との比較から何が新たに分かるのかを考えて見たい。

伊孑志村の「御普請帳」

さて、この伊孑志村の「御普請帳」は、伊孑志土地株式会社が所蔵する旧伊孑志村文書（目録番号32）である。定型のいわゆる竪帳で、表紙は、

> 武庫郡
> 伊孑志村
> 摂津国
> 御普請帳

となっている。深江村の場合は「文化四年卯六月　菟原郡深江村御普請帳」とあってやや形式が異なっている。しかし、本文となるとまず村全体の石高、その内の新田高、年貢の掛からない引き高（深江の場合は池床、伊孑志の場合は郷蔵敷分）の記載があって、御普請所の対象となる河川を「川上…当村迄凡…里、川下…当村より…里」と規定したうえで、その河川の幅員、長さや、その川に御普請の対象となる樋など特別な水利施設があれば合わせて記載している点が一致。そして、河川単位で元文元年から順に普請の内容を記載

する点も一致する。さらに末尾は

右之分御普請所ニ而、此外御普請所当村之内無御座候、右御改ニ付申上候処、少シも相違無御座候、以上

と記載され、①これ以外は村内には「御普請所」はない、②幕府からの改めに対して、申し上げる—と共通する文言があって、日付も文化四年六月、宛所は木村周蔵御役所と、全く同じなのである。

『本庄村史』資料編三巻を執筆した時には、深江村以外に同形式の「御普請帳」の存在が知られていなかったので、解説では「文化四年、木村周蔵が過去の実績について報告するよう命じ、深江村が提出した」としか記載できなかったが、以上のことから、①少なくとも木村周蔵が代官をしていた大坂・谷町代官所の管内の村々に一斉に提出が命じられたこと、②本文の書式がほとんど同一なのは、あらかじめ代官所が雛形を示して、提出に当たって記載の必要事項を決めていたこと、③提出時期が月まで同じなのは、提出期限を決めていたこと—が新たに判明したことになる。

幕府の治水対策と文化期の位置付け

近世の治水対策は制度面でいえばあらゆる意味で、享保期を中心とした時期、すなわち一八世紀前半に大きな画期が考えられる。近世初期の幕府の新田開発最優先の方針が、洪水防止を目的に方針転換され、その体制が名実共に、この時期に一応の完成を見るのである。畿内の状況を具体的に見れば、万治三年（一六六〇）に山城・大和・伊賀三か国を対象に、山の保水機能の維持・強化を求めた山川掟が出され、貞享元年（一六八四）にその範囲を拡大したうえ、徹底させるために、所領配置とは無関係に土砂留・植林の担当大名を決めた[3]。その責任体制が享保十一年、摂津の兵庫県域の有馬・川辺・武庫三郡に拡大され、尼崎藩が土砂留大名に追加されている。寛延三年（一七五〇）には菟原郡の小河川にも拡大される[4]。また享保初年には大坂町奉行所に川奉行が設けられ、近世初期からの堤奉行と並び、機構が整備されるのもこの時期である[5]。川筋の所管も二転三転の後、元文二年に川毎に伏見、京都、大坂、堺の各町奉行が責任を持つ体制が出来上がる[6]。また当初は一部地域に限られていた国役負担による河川普請が享保五年（一七二〇）、体制として確立するのも大きい[7]。関東地方に目を移しても、大谷貞夫氏によれば勘定所機構の整備の一環で、享保九年、技術職である普請役が、翌十年には江戸川、鬼怒川、小貝川、下利根川の四つの河川を管轄する四川奉行が設けられ、間もなく関東諸河川に権限が拡大された。四川奉行は享保十六年に廃止されるが、その後は、勘定奉行が直接掌握し、これまで、現地の代官や郡代が個々に行っていた堤川除普請が、国家の管理下に完全に組み込まれる[8]。このように、中世末、近世初頭から繰り返してきた大規模開発の矛盾が近世前期に水害の多発という形で現れ、これに対し、幕府が一七世紀後半に防災重視へ方針を転換、制度、職制の点で一応完成させる時期が一八世紀前半であった。

しかし水害は減らなかった。元文五年（一七四〇）、畿内を襲った水害が後世まで残した傷跡は、近世を通じて一、二を争う規模であった[9]。また土砂留普請も思ったほどには防災に効果をもたらさなかった。文化四年に幕府が「御普請所」の範囲を事細かに書き上げさせ、末尾に「これ以外は村内には御普請所はない」と明言させていることは、増える水害と膨らむ治水対策費と板挟みとなる中で、何らかの対応を模索していたことは十二分に窺える。たとえば、伊孑志村の場合、一八世紀後期、武庫川堤が再三切れ、その都度普請願いを出しているが、文化十年（一八一三）には江戸から勘定奉行が直々に、また文政四年（一八二一）、同七年には勘定方が普請場所の

見分にやってきている。[10] こうした流れの中に、この文化四年の谷町代官所の「御普請所調査」が位置付けられよう。

深江・伊孑志両村の「御普請」比較

さて、この二つの「御普請帳」を比較してみよう。それぞれの記載内容は、既に注（1）、（2）の拙稿で一覧表にして紹介した。ただ「堤蛇篭長さ弐拾間」というふうに、普請の種類、規模が記載されているものもあれば、規模が抜けているものもある。だから、普請の中身の比較を厳密に行っても、正確さには一定の限界がある。そこで、普請内容の詳しい比較は別の機会に譲り、ここでは、各年代の普請を件数に単純化して比べ、全体の傾向を捕らえるにとどめることにした。

表をみて頂きたい。なお元文元年（一七三六）から文化四年（一八〇七）までのうち、明和六年（一七六九）に上知令が出され、深江村は七十二年のうち前半三十四年は尼崎藩、後半三十八年間は幕府領となっているのに対し、伊孑志村の方はこの期間は一貫して幕府領だった。さて件数の比較は余り細かくやっても意味がないが、全体の傾向としていくつかの特徴がある。深江村については、既に『本庄村史資料編三巻』の解説に述べたところだが、①期間の長い幕府領時代の方が極端に普請が少なくなっている、②幕府時代の普請は種類が「堤切所」「堤崩所」に限られ、予防的な普請がなくなる、③一帯の河川を対象にした一斉川浚えなど、広域的な普請もなくなる、④芦屋川を対象にした普請が圧倒的である―などを指摘した。

これに対し伊孑志村の場合、①深江村と逆で、明和六年の上知以降に集中している、②一回当たりの普請の箇所も多く、「御普請」の

年号	西暦	深江	伊孑志
元文元	1736	芦9, 横2, 四1, 串1 高1, 津1, 溜2, 汐1	武1
3	1738	芦3, 高2, 溜1	
4	1739	樋1	
5	1740	芦5, 樋1, 汐1	武1
寛保元	1741	芦10, 横3, 四3, 串1 津1, 溜1, 樋1	武1
2	1742	串3, 高3, 橋1	
3	1743	橋1	
延享元	1744	芦4, 横2, 四1, 串1 津1, 溜1	
2	1745	芦1, 樋2,	
3	1746	芦1, 溜1	
4	1747	芦1, 樋1	
寛延元	1748	芦8, 汐1	
2	1749	芦1	
3	1750	横2, 四1, 串1, 高1 津1	武1
宝暦元	1751	芦8, 横1, 四1, 串1 津1	
2	1752	芦12, 樋2	
3	1753	芦9, 溜1, 樋1	武4
4	1754	芦1, 樋1,	
5	1755	芦1, 樋1,	武5
6	1756	芦1, 溜1, 樋1	
7	1757	傍1, 溜1	
8	1758	芦1	
9	1759	芦1	
10	1760	芦1	
11	1761	芦1, 樋1	
12	1762	芦1, 溜1	
13	1763	芦1, 橋1	
明和元	1764	芦13, 横4, 四3, 串3 高1, 津9, 溜2, 汐1	
2	1765	芦1	
3	1766	芦1, 樋1	
4	1767	芦1, 溜1	
6	1769	芦1, 樋1, 汐1	
安永2	1773		武1
4	1775		武4
6	1777		武4
天明2	1782		武5, 逆5
3	1783	芦1, 横1, 汐1	武5, 逆4
4	1784	高1, 樋1, 汐1	
7	1787	芦1	武6, 逆4
寛政元	1789	芦1, 津1	武1, 逆3
3	1791	芦1, 汐2	武3
4	1792	芦1, 横1, 四1, 串1	逆3
6	1794	芦1, 横1	武5, 逆3
8	1796		?
9	1797		武4, 逆3
11	1799	芦1, 高1, 汐2	
享和元	1801	芦1	
2	1802	芦1, 津1, 樋1	逆3
文化元	1804	芦1	

（注）表中、芦は芦屋川、横は横川、四は四ツ松川、串は串田川、高は高橋川、津は津知川、傍は傍示川、溜は溜池、樋は悪水樋・払樋・用水樋、汐は汐除堤、橋は橋及び街道、武は武庫川、逆は逆瀬川のそれぞれ省略。数字は件数。？は内容不詳。

行われた年の内、普請内容の不明な寛政八年を除外すると十二年で六十六箇所にも上っている―などが指摘できる。なお上知以前は武庫川しか記録がないのに、以後は逆瀬川も頻繁に登場する。実はこれには理由があって後に詳しく触れるが、逆瀬川の分は天明元年（一七八一）まで、四十六年分の記録が村に残っていなかったのである。「御普請帳」には「御普請所も数度御座候而…」と書いているのみである。このように、伊孑志村の場合、逆瀬川の四十六年分の記録が欠落しており、完全に記録が揃っている深江村と比較にはやや問題がある。しかし、「御普請帳」は村にとって、今後の普請に領主から手当てなどを貰えるかどうかの重要な記録であり、幕府から尋ねられて過少申告をするとは考えられない。だから「御普請所も数度」という主張はさほど的はずれとは思えない。また武庫川の記録から見ても、「数度」という数字は妥当だろう。

さて以上の結果から、治水に関し上知後、深江村に対してはそれまでの尼崎藩より遥かに少ない支出しかしない幕府が、伊孑志村には上知を境に急激に積極的な対応を示したという結論を出してもよいだろう。全く対照的な結果となっている。

この理由を、一八世紀後半を境に、深江村では水害が減り、伊孑志村では逆に水害が増えたと考えることも可能ではある。芦屋川と武庫川を比べれば、武庫川の場合、上流に多くの生活圏があり、水源の六甲山が近い芦屋川に比べ、開発を押さえ込むのが困難であっただろう。事実、武庫川では、一八世紀に河道が度々かわり、水害で流された土地の代償として与えられた代地まで洪水で流され、伊孑志村は文化五年、耕作権を放棄する事態にまで至っている。

しかし、それでも、深江村の普請が尼崎藩時代の半分以下に減るというのはやはり納得いかないし、芦屋川に対し、予防的な普請が皆無になるという事実も重要である。また上知以降の伊孑志村への積極的な普請についても、武庫川に限って見れば単に水害が多いだけで説明がつく範囲を超えている。やはり何らかの政策転換を想起せざるを得ない。

上知令と幕府治水対策の転換―おわりに代えて

さて前節では「政策転換」を想起したが、現段階では確証のあるものではなく、今後の課題となっている部分は大きい。そこでここでは最後にこの「政策転換」について、傍証を検討し、現段階での見通しを示して置きたい。

くだんの伊孑志村「御普請帳」に、たとえば、伊孑志・蔵人・小林三か村立会の用水樋の記録に次の一説がある。（次頁図版参照）

一元文元辰年、上林又兵衛様御代官所之節、用水取樋破損ニ付、伏替御入用ヲ以御普請被仰付、証拠書物頂戴仕罷在候所、明和六丑年、辻六郎左衛門様御代官所之節、右証拠書物差上候様被為　仰付候ニ付奉差上候処、其後御下ケ無之候ニ付、毎々御下ケ御願奉申上候得共、御江戸表江被為　差遣候間、御江戸表より御下ケ次第可相渡旨被仰渡、其侭ニ而御座候、乍恐此段御断奉申上候

つまり、元文元年、上林又兵衛が代官の節、用水取樋が破損したため、伏せ替え費用を出してもらい、証拠の書物を頂戴したが、明和六年、辻六郎左衛門の代官の時、その証拠の書物を提出するよう命じられた。その後も返却されないので、たびたび返却を願っているが、代官所の返答は「江戸表へ届けているので、江戸表より返却され次第返す」というもので、そのままなっている、という。

ここで注目したいのは後段である。明和六年といえばまさに深江村など沿岸の私領の村々が幕府領になった上知の年である。近世において領主が変わった際に、村明細やそれまでの村の来歴を求めら

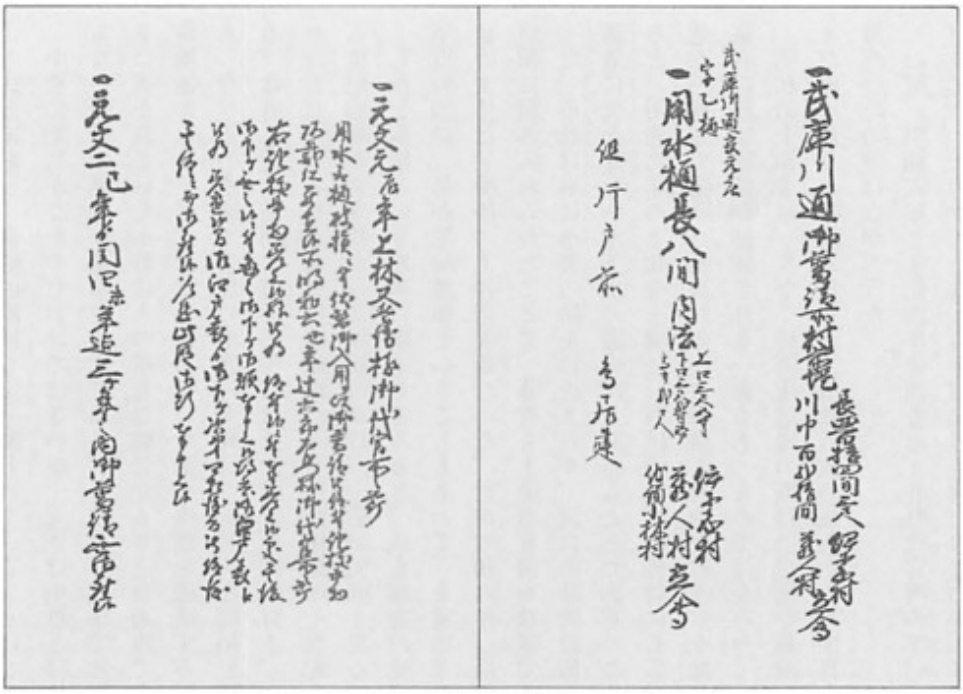

伊子志村「御普請帳」

れるということはしばしばあった。しかし伊子志村の場合はそれ以前から幕府領であるから、明和六年に証拠の書物を提出するよう命じられた理由は別のところに求めなければならない。しかも他の年の「御普請」を調べると、元文二年の国役普請による武庫川修復を除いて、すべての証拠書物を提出させているのである。国役普請というのは、幕府領・私領に限らず村々に平等に負担を掛け、特定地域の普請を行うことであるから、幕府財政の直接の痛みは少なくてすむ。そして、深江村の場合も上知以後の「御普請」にはほとんど「証拠書物所持」のくだりがあるのに、上知以前の「御普請」には全くその記載がない。とすれば、前節にたどりついた結論と合わせると、明和六年の上知令の際、代官所は過去の「御普請」の記録を村からすべて提出させ、それをもとに治水対策に重要な変更を行ったという結論が納得いくだろう。

すなわち、明和六年の上知令で西摂沿岸の先進地域を直轄領にした幕府は、それまで尼崎藩が沿岸の村に行ってきた防災的な普請に掛けるべき経費を切り詰め、その代わり、その上流地域の治水対策に本格的に乗り出したのではないか。それまで上流地域の治水は、各村の百姓自普請や尼崎藩の土砂留普請などが主体だったのに対し、幕府が一八〇度の転換を行い、自らも積極的に関わろうとしたといえるのではないか。伊子志村の普請も純然たる予防的な普請は少ないが、破損箇所を放置しないことは、次の被害の防止や下流への新たな土砂流出防止に最低限必要なことであった。

そして、伊子志村の証拠書物の返還要求に対し、代官所が「江戸表に届けているので」と返答していることが注目される。勿論、返還しないための方便と考えられないこともないが、幕府が伊子志村に対し普請を縮小していくのなら、過去の実績の証拠を村に残して置きたくない—と考えたともいえるが、事実はその逆である。村に

証拠を返さない理由は思いつかない。やはり証拠書物は江戸にあって、返却できなかったのではないか。とすれば、この「政策転換」は上知と連動し、幕府中枢部も深く関わっていることになる。

中世に開発がなかったわけではないが、近世は中世とは比較にならない規模で開発が進んだ時代である。それはそれまで無所有のままに置かれていた山野に人の所有の概念が入り込む過程であるが、環境論からいえば、山野の持っていた保水機能を破壊する過程でもあった。その意味で近世の水害の多発は、人災的な様相を持っている。幕府も近世前期の万治三年にはその重要さに気付き、政策転換が行われた。それを裏付ける組織づくりや政策は一七世紀末から一八世紀前期の貞享期から享保期にかけ、一応の完成を見る。

しかし西摂という地域に限定してみると、最も被害の受けやすい下流の沿岸一帯が尼崎藩領ということもあって、上流の予防的な普請の主体は尼崎藩の土砂留普請だった。だが明和六年、沿岸部が幕府領に組み入れられたことで、幕府も上流の普請を放置できなくなった。それは単に水害の防止に止まらず、河口の港湾設備の維持や、酒造に欠かせない地下水の温存にも関わることである。こうしてみると、明和六年の上知令を境に、西摂地域には普請にも広域的な発想が一層強く盛り込まれたという評価も可能だろう。上知の結果、幕府の統治機能が補強される一面もあったのではないか。

明和の上知令は、とかく経済先進地の西摂沿岸部を幕府が取り込んだ面ばかりが強調されるが、広域行政の視角からも注目すべき施策だったのではなかろうか。

ただ、明和六年と文化四年の調査は、谷町代官所のすべての村が対象になったのか、それとも水害の多い村だけなのか、また上方には他にも代官所があるが、こうした村々も調査対象に含まれたのかどうかは定かでない。これらは今後の新たな検討課題である。

（注）

（1）普請の分類については『本庄村史資料編三巻　近世水利関係史料』一七六頁。

（2）拙稿「水と闘い水と生きた村の歴史―武庫郡伊子志村の近世史料―」『市史研究紀要たからづか』9号（一九九二）

（3）水本邦彦『近世の村社会と国家』（一九八七）二三二頁

（4）『宝塚市史』二巻（一九七六）四一二頁

（5）村田路人「近世摂河における河川支配の実態と性格」大阪歴史学会『ヒストリア』八五号（一九七九）

（6）拙稿「幕藩制の成立・展開期における河川支配」（未発表）。「川筋御用覚書」「手鑑」『大阪市史』五巻二九五頁、「享保六年已来京町奉行組与力役替前録」『翁草』

（7）『御触書寛保集成』一三五六

（8）大谷貞夫『近世日本治水史の研究』（一九八六）五七頁

（9）「庚申永荒」として幕末まで年貢免除がされているケースは多い。とりあえず注（2）の拙稿。

（10）注（2）の拙稿

（一九九三・一・一五改稿）

一時行方不明になっていた道標

史料館主任研究員　望月浩

一、はじめに

昨今、町中では景観が一変している。各地で発行されている「道標」の報告書を見ると、「現在亡失」という言葉が目につく。道路工事の時などに撤去されてそのままになっている場合が多い。昭和六〇年に発行された『神戸の道標』には二七一もの道標が紹介されている。しかしすでに人々の記憶から忘れ去られている道標も数多い。そして消失しても気づかずにいる道標も多いのである。今回は、そうした一つの道標を紹介していきたいと思う。

二、深江の地理的概観

現在の神戸深江生活文化史料館の辺りは、本庄村深江と呼ばれる地域であった。現在の神戸市東灘区が昭和二十五年に発足する前までは、本庄村に属していた。地区内には、東西に浜街道と呼ばれる西国街道の庶民が通るバイパスとして利用された道が通過している。そして南北には、二本の主要な道があった。一本は、江戸時代に高札が立っていたためにその名がつけられた札場筋と呼ばれるもので ある。この道は、浜辺の集落と山沿いの旧本山村を結び、道沿いには商店も数多く軒を列ねていた。もう一本は、稲荷筋と呼ばれる道で、この道を北へ向かうと森の稲荷神社という深江地区の氏神になっていた神社にたどりつく。さらに北へ六甲山を越える湯山間道（通称魚屋道）につながる。

三、発見・報告までの経緯

発見は偶然であった。石造遺物調査のために深江地域の神社・寺院を調査中に深江南町四丁目の通称「浜の戎さん」を訪れたときに、境内で発見した。祠の前にある手洗い石に持たれかけていたのだが、一見道標と気づかずに、神社の玉垣の一部が破損して放置してある

現在の深江付近（1/25000）

のかと思った。碑面の文章を読んでみると、後述の文が読み取れ、道標とわかった。『神戸の道標』『補遺神戸の道標』にも掲載されておらず、新たに報告されるべき道標ではないかと思った。すぐ地元の方史に話をしたところ、ご存じないということなので、碑文に刻まれている要玄寺（本山北町二丁目）に問い合せたところ、十五年程前まで阪神深江駅前の踏み切り付近に建ててあったのだが、その後行方不明になったということであった。

四、道標の観察

道標は花崗岩でできている。花崗岩といえば、神戸市東灘区御影の地名がつけられた御影石という名前が代名詞になっている。この道標の石は、六甲山系特有のピンク色がかかったものではなく、表面の色は鉄のサビのような赤茶色をしている。形状は四角柱で、上部が頭部の四面から頂上の中心部に山状にそそり立った山角頭になっている。最下部は、水平になっている。しかし、道標のような土中に埋める目的の石造遺物は、土中に埋まっている部分が土中から抜けにくいように、回りに膨らみをもたせている。その部分がないところを見ると、折れた形で移動したのであろう。

高さは、現高一一五㎝で、山角頭部分を除くと一〇八㎝になる。一面の幅は一七㎝である。四面のうち二面に文字が、一面に絵が刻まれている（拓本参照）。正面と思われる面には「本門法華宗　鬼子母神堂　是ヨリ北江八丁東光山要玄寺」と陰刻され、正面より向かって左面には、行き先を示す人差し指を伸ばした手首を陽刻している。正面の裏面には、下方に「中興井原木信解代」と陰刻されている。文字はいずれも楷書体で、しっかりと刻まれている。

正面に刻まれている「鬼子母神堂…」いう文字であるが、「鬼子母神」とは、安産・子育て等の守護神である。原名をハーリティ、中国で音約して訶梨帝母（かりていも）と呼び、日本に入ってからはその意味をとって、日蓮宗で鬼子母と称するようになった。

訶梨帝母の信仰は、すでに奈良時代に日本に入ってきている。しかしその内容は、今日のそれとは全く異なり、鎮護国家の経典『金光明最勝王経』の中で、仏法を守護する諸天善神の一人として説かれている。平安時代から鎌倉時代に入って、おもに貴族たちの間で小児を守る神として信仰されるようになったが、貴族の没落とともに訶梨帝母の信仰は一時姿を消すことになる。室町時代になると、この神は民衆の中で復活した。鬼子母神信仰を日蓮宗が取り上げたのは、『法華経』陀羅尼品第二十六の中で前述の話を説いているからにほかならない。以来、日蓮宗の有力寺院にはほとんどといってよいほど鬼子母神堂が設けられ、人々の信仰を集めるようになった。こうして鬼子母神は日蓮宗伝導の有力な本尊となったが、よく知られている子供を抱いた柔和な鬼子母神のほか、祈禱の効果をより高めるため、鬼のように恐ろしい面相をした鬼方の鬼子母神も広く使われるようになった。

要玄寺では以前、この鬼子母神を安置した堂があったが、今では本堂に一緒に安置しているということである。その像容は、柔和な顔をしていて懐に赤ん坊を抱いている。高さは五十五㎝ほどである。

本門法華宗は、京都本能寺などを本山とし、日隆を派祖とする日蓮宗（法華宗）の一派である。

裏面には、この道標を建立した要玄寺を中興した井原木信解という僧侶の名前が刻まれている。一番下の「代」という文字は、僧名の下につけられて僧が造立者に代わって造立したという意味の語句である。

要玄寺は、むかし七堂伽藍を備えて隆盛を誇っていたお寺である。東光寺という名前で真言宗のお寺であった。万治三年（一六六〇）

正面

本門法華宗
鬼子母神堂
是ヨリ北江八丁東光山要玄寺

裏面

中興井原木信解代

採拓・望月
20%に縮小

に寺号を要玄寺と改め、法華宗門として再興した。その後無住の時があり衰退していたが、井原木信解院日厳上人が明治五年に来てから復興が進み、現在に至っている。

なお、要玄寺の境内にある無縁墓地には、中世のものと見られる一石五輪塔や宝篋印塔の残欠が見られる。

五、建立の位置と時期

道標の建立された時期であるが、楷書体で刻まれた道標は近代に入ってから多く、指差しの図は近代に入ってから登場するものなので、形式上からは明治時代に入ってからのものと思われる。

そして建立者の井原木信解氏という人物が、明治五年に要玄寺を訪れ、四十一年に死去されているので、その間に建立されたこともわかる。なお、「鬼子母神堂」というのは、現在要玄寺におられる井原木憲紹氏はご存じなく、元禄五年に小路村の庄屋が代官へ提出した明細書に「番神堂」という言葉が出てくるので、あるいはこれが「鬼子母神堂」だったかもしれない。

次に道標に関係すると思われる事項を簡単な年表にしてみた。参考にしてほしい。

明治三十一（一八九八）　本門法華宗に改宗
明治三十四（一九〇一）　本堂再建・鬼子母神像を本堂に安置する
明治三十八（一九〇五）　阪神電車開通
明治四十一（一九〇八）　井原木信解上人死去

当初、筆者は紛失前に建てられていた位置と、深江駅が、開通当時現在の位置より稲荷道を隔てた東側にあったことなどから、阪神電車開通後電車利用客への案内のために建てられたものと思っていた。

ちなみに昭和三年発行の『阪神沿線名所案内』には次のように要玄寺の紹介がされている。

「▲東光山要玄寺　電鉄を下車して北の堤を進み途中の老松に至り左折して歩む事数丁山麓に達せば老大なるもちの木を見る之れ即ち要玄寺にして境内稍広く、眺望に佳し、法華宗にして万治二三年頃尼崎本興寺二十二代の日厳上人の開基に係れる末寺なり以前は東光寺と称せし真言宗ならむも其後度々無住となりて確たる記録を存ぜざれは之を知るに由なし、然れども其手水鉢の梵字、付近を今尚東

大正の頃の深江付近（1/20000）

光寺跡と称する等を睹て蓋し察する難からず本堂正面に本尊を安置し、右に護法善人、左に鬼子母神を祀り参詣者頗る多し、又此の日巌上人は時の尼崎城主青山大膳亮よりの尊敬篤く寛文四年十二月廿日一反二畝十歩の地を寄付せられし事あり左に

摂津菟原郡小路村東光寺今改号要玄寺彼境内合一反二畝十歩之所、任先規地子諸役等免許不可有相違之條依下知如件

青山大膳亮内

河原彦右衛門

左右甚左衛門

元山　六兵衛

要　玄　寺　」

しかし、道標に刻まれていた「本門法華宗」に改宗したのは、明治三十一年であるので、道標建立はそれ以降という事がわかる。また、明治三十四年に、鬼子母神が本堂に他の仏・神像と共に安置されているので、自動的に「鬼子母神堂」が存在しないことになり、道標はそれ以前に建立されていた事がわかる。よって、明治三十一年から三十四年の間に建立されたのであろう。

この道標が立っていた向きであるが、指の印が北の要玄寺の方向を向いていたのは当然のことであるので、この面が西を向いていたのがわかる。そのため、「鬼子母神…」と刻まれた面は南になる。建立していた位置は、井原木憲紹氏のお話では、阪神電車深江駅の西側の踏み切りの北側すぐ傍らにあったということであった。しかし、前述したように道標が阪神電車開通の前の明治三十一年から三十四年の間に建立されたとすると、別の場所に建っていたと考えられる。阪神電車が開通するまでは、前述の浜街道が人々の東西の主流の交通路であったので、浜街道沿いに建てられていたのではないだろうか。そして、要玄寺へ向かう稲荷筋との合流地点に建てられていたと思われる。指差しを陽刻している面が人の目にふれるように建てられなければいけないので、指の差している方向を考えると、西に面していたと思われる。そして正面の「鬼子母神…」と刻まれている面は南を向いていたであろう。以上のことから四つ角の北東隅に建てられていたと推察される。

六、おわりに

現在深江地区ある道標は、昭和五十七年に建てられた「魚屋道」という記念碑的なものが、一基ある。しかし、これは近年の物であるので、古くから立っていたものはなかった。浜街道という主要街道が通過していた地域としては、少ないといえるであろう。今回発表したものが唯一現存する道標であるので、時代はそう古くはないが貴重な資料であるといえよう。また、消失してしまう運命を免れた恵まれた道標であることも付け加えたい。

なお、今回報告した道標は要玄寺で保管されている。いつの日か原位置に立てられて、本来の目的をはたすことを願うこととし、本報告のしめくくりとしたい。

最後ではあるが、要玄寺の井原木憲紹氏には、多大な御教示をいただいた。ここに感謝申し上げる次第である。

〈参考文献〉

『神戸の道標』／山下道雄・沢田幸男・永瀬巌／神戸新聞出版センター
『補遺神戸の道標』／沢田幸男
『本山村誌』／本山村誌編集委員会／本山村誌編集委員会
『武庫郡誌』／武庫郡教育会／武庫郡教育会
『阪神沿線名所案内』／中外書房から復刻
『民間信仰事典』／桜井徳太郎／東京堂出版

新聞に見る史料館

1993.1.31 神戸新聞

日曜ひろば

逸品一品 ひょうごの館蔵品 44

ままごと道具

神戸深江生活文化史料館

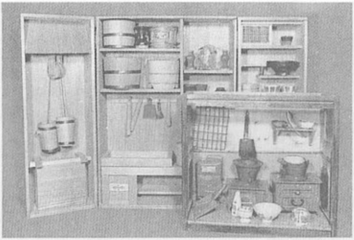

手前が昭和初期のままごと道具、後ろは大正時代のもの

暮らしへの愛着と謙虚さ

日常が息づく街角の博物館

かつて、六甲から吹き下りる風が松林を渡り、その向こうに広がる白い砂浜にそよぎ、辺りには潮騒がざわめいていたころ。芦屋から深江、魚崎、御影にかけての一帯は裕福な土地柄だった。人々の半数は、天候と風向きを読んで、漁に出て、半分は農業に従事していた。

「神戸深江生活文化史料館」の所蔵品には、当時の漁の様子を記した模型、海図、家屋の再現、民具、生活用品とつい昨日まで営まれていた日常生活、文化が息づいている。よく「街角の歴史博物館」と称されるように、そのたたずまいはすっと街に溶け込み、週末になると近所のこどもたちが、どやどやと押し掛けて来る。設立されてから、はや十年を超えた。

この館の設立は、深江財産管理委員会が本庄村の村史を編集することになったことから。本庄村は現在の東灘区となった五つの村の一つだが、資料の収集にあたっているうち、地域の人たちから、たくさんの生活資料が寄せられたのがきっかけとなった。

所蔵品の数々は重要文化財に指定されたり、一般の人には縁のなかった、ありがたいようなものではなく、ごくごく普通の生活がしのばれるものばかりなのが特徴だ。「ですから、こんな展示品だったら、うちにもあるで、と地域のひとたちが茶わんとか農具とかいろいろと持ってきてくれる」と留月浩主任研究員。「郷土に密着している」なんて文句もしらじらしいほど、地域に根付き、熱心なスタッフたちに守られて、コツコツと独自の道を歩いている。土地の意識の高さをうかがわせる貴重な存在だ。

駅から一分、道沿いでだれでも気軽に訪ねられる神戸深江生活文化史料館

所蔵品の中から逸品をと出してもらったのは大正時代と、昭和初期のころの「ままごと道具」を二点。

大正時代の方は深江で六代にわたって、医者をつとめていた深山家からの寄贈品。

しっかりとした木の造りで、大きさはちょうど百科事典を広げたくらい。左にはつるべのついた井戸、おけ、おひつ。それぞれが必需品だったことが分かる。また上段には、神棚が備えてある。

「昔の人はあらゆるところに神様が宿ると思っていた。井戸の神様、かまどの神様、厠（かわや）の神様…。その精神を、このままごと道具は語っていますね」と留月さん。日常生活の中で、その場所、自然に感謝し、自分は生かされているのだという謙虚さが、日本人の心にあったことを感じさせる。それは、ほんの少し前まで確かにあったものなのに…。

昭和初期のものと推測されるブリキ製のままごと道具はおもに「ひな祭り」のときに飾られたもの。少女たちが胸を躍らせて遊んだ、当時最新式の台所。レンジと同じ大きさで備えつけられたガスメーターがそのナウさを強調している。

館にはそのほか、カルタ、福笑い、ハーモニカの楽譜（数字が並んでいる演奏法不明の不思議なもの）などの玩具（がんぐ）のほか、「行楽弁当箱」「近所おすそ分け用重箱」など、当時の人間関係がしのばれる品々が並ぶ。こどもに人気があるのは古銭なそうだ。

深山家による医事資料も貴重なものが多く、明治の種痘の記録や、生活態度の細々としたところまでわかりやすく指導した「結核征伐の歌」なども、当時の日常の世相を伝えている。

（鈴木 久仁子記者）

ワラぶきにちゃぶ台、漁村の生活を再現する

メモ

阪神電鉄深江駅より徒歩一分▽開館は毎週土・日曜日のみ（ただし、事前に連絡をすれば平日も可）。午前10時から午後5時。無料▽所蔵品の中には近くの神戸商船大学所蔵の海、船の資料も▽友の会に入会すれば刊行物の送付や行事への参加ができる▽問い合わせは☎078・453・4980

民俗調査に参加して

土居佳代

私が神戸深江生活文化史料館（以下史料館）の調査に参加するようになったきっかけは、研究員として活躍中の藤川さんが西宮市立郷土資料館（以下郷土資料館）に来られてからです。

私はおととしの一月から郷土資料館で嘱託職員として勤めています。藤川さんにお会いしたのは、西宮市内の漁業の聞き取り調査をはじめていたその年の秋頃でした。漁業に関することに全く知識がなく、何もかも教えていただいているという状態でしたが、「深江でも漁業の調査をしているので、情報交換する機会になることだし、一度調査の様子を聞きにきませんか。」とお誘いいただきました。

藤川さんとの出会いから数ヵ月後の昨年七月下旬、青木地区の二回目の漁業調査にお邪魔しました。史料館では、友の会幹事の志井さんが、民俗調査に協力してくださる方々を紹介してくださるそうで、この日は青木で打瀬網漁をされていた東野さんにお会いしました。東野さんのお宅には、打瀬網船の復元模型があり、漁の方法や船の操作法を教えていただきました。

史料館に来て感じたことは、館の運営に関わっておられる方が、雇われているのではなく、自主的に参加し史料館を支えているのだということです。私はまだ勉強をはじめたばかりでお役にたてるかどうかわかりませんが、調査に参加して資料を残していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

聞き書き調査に参加して

舟橋左斗子

昨年夏から史料館で、深江・青木の聞き書き調査の一部を担当させてもらうようになりました。皆さんの快いご協力を得て、大正・昭和初期の生活の様子が少しずつ明らかになってきており、本当にありがとうございます。私自身は全く未熟者で、皆さんにいろいろ教えていただきながらお話を伺うたびに新しい発見をさせていただき、ドキドキの連続です。

初めての調査のおりは知らない言葉も多く、「船の後ろにはへっついさんが座っててな」というお言葉に首をかしげ、「へっついさん」という小太りで無口な、絣の着物を着たおばさんを思い浮かべながら、想像をたくましくしたものです。恥ずかしいかぎりです。今になって思うのですが、その時代の「食」は今とは違う意味で生活の大きな部分を占め、中でも米の飯の比重が大きかったわけですから、それを炊くかまどに「さん」づけするくらい、ある意味で家族の一人のような存在だったのでしょうか。

「ご飯はちゃんと食え。力が出ん。」と言われ、米の飯はいつもおなかいっぱい食べていた、おかずは一汁一菜で、肉を食べるのは年に一、二度、味噌は家で作り、醤油・酒は四斗樽で買って庭に置いていた、魚のよく捕れた日には、がめつい自転車の荷台にトロ箱を二つばかり重ねて「今日はええのが入ってる」と売りにくる人がいる、まな板・包丁を積んで来てその場でおろしてくれる―そんな生

活の一つ一つを、本で読むのとは全く違うリアルな言葉の中で触れさせていただくと、魚屋のお兄さんの笑顔や、冗談など言いながら、「今日はまけてよ」と値切ってみたりする当時の農家の奥さんのちゃきちゃきした表情まで思い浮かぶようで、村の中でごく自然に助け合い、今のようにモノはいろいろなくとも、自然のサイクル―雨が降ったり魚がたくさん捕れたりという―をそのまま暮らしに生き生きと反映させておられた日々が羨ましく、自分は知らないはずなのに懐かしく思えたりするこのごろです。

最後に、お話の中で泣く子も黙る「灘の極道網」のこと、深江青年団の相撲武勇伝、津知あたりの「カフェ」での悪い遊びなども垣間見せてもらいましたが、そんなやんちゃな深江・青木もとても好きです。

今後ともご指導の程、よろしくお願いします。

◇館員への質問◇

「タイムマシンに乗れたらどの時代へ行きたいですか?」

☆慶長十八年(一六一三)。支倉常長がメキシコのアカプルコまで乗って行った船をこの目で確かめたい。伊達政宗の命令でスペイン式ガレオン型帆船が作られたと伝えられるのみでほとんど史料は残されていない。(A・S)

☆関ケ原の合戦の時。小早川秀秋を説き伏せて西軍側につかせる。これで石田三成が勝利を納め、豊臣政権が安定をする。現在の関西首都の基盤となるであろう。(H・M)

☆今話題のイースター島のモアイの石像を切りだしている様子のわかる頃へ行きたい。(Y・F)

☆江戸時代後期の赤城山。今話題の徳川幕府の三百六十万両が本当に赤城山に埋蔵されたのかを、糸井重里氏より先に確認する。(Y・M)

☆江戸時代、特に元禄期。御三家の水戸藩主徳川光圀が、生類憐れみの令を批判して将軍の徳川綱吉に犬の皮二十枚を贈ったという逸話を確認に行き、その時の綱吉や側用人柳沢吉保の表情も見てみたい。(T・M)

☆江戸時代。農業・漁業その他の産業に関する技術を一年を通して観察してみたい。ハイスピードで時代を見て、新しい技術の台頭する様子と古い技術が廃れていく様子を調査してみたい。(R・I)

☆明治時代おわりごろ。当時の産育の様子をこの目で確かめたい。(K・D)

◇編者より

前号よりレイアウトを大幅に変えてみました。永年慣れてきたものを変えるのは勇気がいるものですが、なかなか好評のようです。今年度はひさしぶりに年二回の発行にこぎつけました。しかも予定のページ数をこえる内容です。また皆様のご感想・ご意見をお待ちしたいと思います。

『生活文化史』第18号　93・3・1
編　集／望月　浩
発　行／神戸深江生活文化史料館
〒658　神戸市東灘区深江本町3―5―7
☎　078―453―4980